

教 健 体 第 5 5 号  
令和 2 年（2020 年）4 月 17 日

各市町村教育委員会教育長 様  
（各市町村立学校長）

北海道教育庁教育部長 志 田 篤 俊

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策については、「学校における感染症対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 1 日付け教健体第 1 号通知）等に基づき対応いただいているところですが、札幌圏において感染者の増加が続くなど、第 2 の波とも言える危機的な状況にあり、感染拡大を早期に収束させなければならない状況に至ったことから、昨日、知事から学校の臨時休業について要請がありました。

つきましては、本道における感染の流行を早期に収束させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があることから、貴所管の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に関し、次のとおり要請します。

記

- 1 令和 2 年 4 月 20 日（月）から 5 月 6 日（水）までの期間を、臨時休業とすること。ただし、休業中の対応に関する周知などが必要な場合には、4 月 20 日（月）に限り、分散登校を実施すること。
- 2 休業期間中の家庭学習については、道教委が別途通知する教材等を活用するなど、学校再開を見通した課題を示すこと。なお、学校の再開に向けての分散登校等の対応は、別途通知する。
- 3 「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中及び学年始めにかけての過ごし方について」（令和 2 年 2 月 28 日付け教生学第 1012 号通知）を踏まえ、臨時休業中は、感染リスクを高めるような不要不急の外出をできるだけ避け、基本的には自宅で過ごすことやインターネット等の安心・安全な利用などについて指導するとともに、いじめ等の問題や心の不安などについて 24 時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」（0120-3882-56）について周知すること。
- 4 児童生徒や保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問を実施すること。
- 5 各学校においては、引き続き「健康観察シート」を活用するなどし、児童生徒の健康状態に一層配慮すること。
- 6 教職員については、健康管理を行うとともに、在宅勤務や時差出勤等を適切に活用すること。なお、各学校においては、環境衛生を良好に保つこと。

学校教育局高校教育課  
学校教育局義務教育課  
学校教育局健康・体育課  
学校教育局生徒指導・学校安全課  
教職員局教職員課  
教職員局福利課